

第29回大阪府環境審議会会議録

開催日 平成17年11月28日

開催場所 プリムローズ大阪

第29回大阪府環境審議会会議録

開 会 午後2時

司会（児林補佐） 長らくお待たせいたしました。

定刻になりましたので、ただいまから第29回大阪府環境審議会を開催させていただきます。

本日の司会を務めさせていただきます、環境農林水産部みどり・都市環境室の児林でございます。どうぞよろしく願いいたします。

皆様にはお忙しい中、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、会議に先立ちまして、環境農林水産部長の草川からごあいさつ申し上げます。

草川環境農林水産部長 環境農林水産部長の草川でございます。第29回大阪府環境審議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方には、大変ご多忙のところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、日ごろから環境行政はもとより、府政の各般にわたりましてご支援、ご協力を賜っておりまして、この場をおかりいたしまして、改めて厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

本日の審議会は諮問案件が1件、報告案件が「温泉部会における決議事項」の他5件ございます。

まず、諮問案件は大阪湾を含む瀬戸内海の水質改善を目指す「化学的酸素要求量等に係る第6次総量削減計画及び総量規制基準について」でございます。

次に報告案件のうち、「平成16年度における環境の状況並びに豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告」は、平成14年3月に策定いたしました「大阪21世紀の環境総合計画」の進行管理の一環として、環境審議会のご意見をお伺いするものでございます。委員の皆様には、計画の進捗状況に関する幅広いご意見を頂戴いたしますようお願い申し上げます。

次に、前回の審議会でご答申を賜りました「地球温暖化・ヒートアイランド対策の制度化」につきましては、その後、大阪府議会9月定例会に「大阪府

温暖化の防止等に関する条例（案）」それから「大阪府自然環境保全条例の一部を改正する条例（案）」として提出をさせていただきます、満場一致で議決をいただきましたので、その報告もさせていただきます。

なお、本年6月にアスベストに係る健康被害状況が関係企業から相次いで公表されました。本府といたしましても重大かつ緊急の課題として、去る7月14日に副知事をトップとするアスベスト対策推進本部を設置いたしまして、府民の不安解消と被害の未然防止に向け対策を進めておりますので、後ほどそのご報告を申し上げます。

結びに、本日の審議が実り多いものとなりますよう、委員の皆様方の忌憚のないご意見、ご提言を賜りますようお願い申し上げます、簡単でございますが開会に当たってのごあいさつとさせていただきます。

それでは、どうかよろしくようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

司会（児林補佐）　　続きまして、委員のご紹介をさせていただきます。時間の都合により、前回以降新しく委員をお引き受けいただきました方のみご紹介させていただきます。

（新委員紹介）

なお、本日ご出席いただいております委員及び幹事の方々につきましては、お手元にお配りいたしております配席表にお名前を記しておりますので、ご紹介は省略させていただきます。

次に、本日の出席委員でございますが、委員定数43名のうち、29名の方の出席をいただいております。大阪府環境審議会条例第5条第2項の規定に基づきまして、本審議会が成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

次に、資料の確認をさせていただきます。

（配付資料確認）

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。

本日、まず資料1-1により、大阪府から環境審議会に諮問させていただきます。

草川環境農林水産部長　それでは、知事にかわりまして諮問させていただきます。よろしくをお願いします。

化学的酸素要求量等に係る第6次総量削減計画及び総量規制基準について（諮問）。

水質汚濁防止法第21条第1項の規定に基づき、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る第6次総量削減計画の策定、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準の改定について、貴審議会の意見を求めます。

よろしくお願いいたします。

司会（児林補佐）　それでは、これ以降の議事につきましては、南会長に願いいたしたいと思えます。会長、よろしくをお願いします。

南会長　皆様こんにちは。ご多忙のところ、この環境審議会にご参集いただきましてありがとうございます。会長を務めております大阪府立大学の南でございます。議事進行、何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の議事に従って進めさせていただきます。

ただいまお受けいたしました諮問「化学的酸素要求量等に係る第6次総量削減計画及び総量規制基準について」に関しまして、まず事務局の方からご説明をお願いいたします。

武村環境保全課長　環境管理室環境保全課長の武村でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、私の方から資料に従いまして、今回の諮問の内容、背景などについて説明をさせていただきます。

お手元の資料1-1の諮問文の写しの裏には、説明文が付してございますが、水質総量規制制度の概要、諮問の内容、背景などを資料1-2で取りまとめで記載をいたしておりますので、こちらの方で説明をさせていただきたいと思えます。

資料1-2をごらんいただきたいと思います。

まず資料の上の部分に水質総量規制制度の概要をお示しをしておりますので、これによりまして制度の概要と諮問の内容について説明をさせていただきます

す。

まず、この制度の目的でございますが、瀬戸内海のように後背地に人口、産業等が集中し、大量の排水が流入してくる水域で、しかも地形的な条件から水の交換がされにくい、汚濁物質が滞留しやすい、いわゆる閉鎖性水域におきましては事業場から公共用水域に排出される水につきまして、濃度規制だけでは環境基準の達成が困難な状況がございます。このため濃度規制に加えて、産業排水や生活排水など地域において発生する汚濁負荷量の総量を一定量以下に削減することで、閉鎖性水域の水質の改善を図ろうということで導入された制度でございます。

現在、この制度が導入されております水域は、下に書いておりますように東京湾、伊勢湾、瀬戸内海の三つでございます。関係する地域として指定されておりますのは、大阪府をはじめ20の都府県となっております。また総量削減の対象となる水質項目といたしましては、有機性汚濁の指標でございます。化学的酸素要求量、CODと言われておりますけれども、このものと、窒素含有量及びりん含有量となっております。

次に真ん中に移らせていただきますが、こうして指定された水域につきましては、まず環境大臣が総量削減基本方針を定めることとされております。この総量削減基本方針では産業排水、生活排水といった発生源別の削減目標量、関係する都府県ごとの削減目標量、そして総量を削減するための各種の方策、さらには目標年度といった基本的な事項が定められます。

矢印に従いまして右をごらんいただきたいと思います。環境大臣が定めました総量削減基本方針に従いまして、知事は総量削減計画を定めることとされております。この総量削減計画では都府県ごとの産業排水や、生活排水といった発生源別の削減目標量、そして、総量削減の実施や下水道の整備といった削減の方策について定めることとされております。本日、諮問させていただいている一つ目が、この総量削減計画についてでございます。

次にもう一度真ん中の総量規制基準のC値の範囲と書いてあるところをごらんいただきたいと思います。今、ご説明をいたしました総量削減計画で定めます削減目標量を達成するために必要な方策の柱の一つがこの総量規制基準

でございます。この基準は事業場から排出される汚濁物質の1日の負荷量の許容限度を定めるものでございます。ここではLということであらわされておりますが、1日当たりの平均の排水量が50m³以上の事業場に適用され、大阪府域では約800の事業場が対象となっております。この基準値は具体的には、下に書いておりますように、業種ごとに定められます濃度の値、ここではCであらわされておりますが、これと各事業所の排水量、ここではQであらわされておりますが、これを掛け合わせて定めることとなっております。このCの値、これは当然COD、窒素含有量、りん含有量、それぞれについて定められるものでございますが、この値は232に及ぶ業種区分ごとに環境大臣が、まず範囲を示すこととされておりました、右の矢印でございますが、この範囲内で知事が都府県の状況などを踏まえ、個別に値を設定することとなっております。今回諮問させていただいている二つ目がこの業種ごとに定めるCの値についてでございます。

以上が、水質総量規制制度の概要と今回諮問させていただいている内容の概要でございます。

次に、下に移りまして今回の諮問の背景となります、これまでの取り組みや、大阪湾の水質の状況などについて簡単に説明をさせていただきます。

まず、左下の第5次水質総量規制までの総量削減成果と表題で書かれているところをごらんください。これまで総量削減計画は昭和59年度を目標年次とする第1次計画から平成16年度を目標年次とする第5次計画まで5次にわたって計画が作成されてきましたが、上のグラフが第1次計画の作成に当たって、負荷量の実績値を調査した昭和54年度から第5次の目標年次であります平成16年度まで、各計画の目標年次におけるCODに関する負荷量の実績値を示したものでございます。なお平成16年度の数値につきましては、現在確定作業中でございますので、ここでは総量削減計画の計画値を示してございます。

このグラフに示しているとおり、CODにつきましては5次にわたる削減対策の実施によりまして、生活排水、産業排水ともに汚濁負荷量は着実に減少しておりまして、昭和54年度には1日当たり190トンだったものが、平成16年

度には1日当たり95トンへと負荷量はほぼ半減しております。またその下は、第5次水質総量規制から追加となりました窒素含有量及びりん含有量の負荷量について示しております。平成11年度から平成16年度までの間で産業排水を中心に全体で約1割を削減することといたしております。

また対策のもう一つの柱でございます、下水道普及率は昭和54年度の52.4%から平成15年度の89.1%へと36.7%上昇いたしております。そして下水道のほか合併処理浄化槽、農業集落排水施設などによる処理を行いました生活排水処理率で見えますと、平成3年度からの値となりますが、68.0%から87.3%へと20%近く上昇いたしております。

次に、こうした総量削減の取り組みの実施を受けた大阪湾の環境の状況を資料の真ん中の大阪湾の現状の部分に記載をいたしております。最初の表は大阪湾におけるCOD、全窒素及び全りんの3項目につきまして、これまでの5次にわたる水質総量規制のそれぞれの期間ごとの大阪府の測定点、12地点の全地点の平均値の推移を示したものでございます。この表のようにCODにつきましては、徐々に水質が改善する傾向が見られておりましたが、最近では横ばい、若干の上昇となっております。また全窒素、全りんにつきましては、穏やかな減少傾向となっております。

次に環境基準達成状況を見ますと、5次にわたる負荷量の削減の成果を受けて、河川の有機性汚濁の指標でございます生物化学的酸素要求量、BODと言われていたものでございますが、この環境基準の達成率は昭和54年度の50.0%から平成16年度の73.8%へと、かなり改善されてきております。また大阪湾の全窒素、全りんの環境基準の達成率も向上しておりますが、CODにつきましては依然として40%であり、汚濁負荷量の削減が、環境基準の達成率の向上にはいまだ結びついていない状況となっております。また大阪湾においては、平成16年度も21件の赤潮の発生が確認されているほか、大阪湾の湾奥部を中心として夏に海底近くで溶存酸素が低くなる、いわゆる貧酸素水塊の発生が確認をされております。こうした現象は大阪湾に流入する汚濁負荷量は着実に減少しているものの、汚濁物質が滞留しやすい閉鎖性水域という特徴から、これまでに堆積した海底部の泥からの窒素やりんといった

栄養塩類の溶け出しや、植物プランクトンの増殖による大阪湾内での有機物の増加、いわゆる内部生産によるものと考えられております。

次に、第6次水質総量規制のスケジュールという表題をつけたものをごらんいただきたいと思います。こうした状況の中で中央環境審議会は第6次水質総量規制のあり方について、各海域の水環境の状況等をもとに検討を行いました。その結果、本年5月に記載しておりますような内容の答申を行ったところでございます。一つ目のポツにございますように、平成16年度の削減目標量は達成される見込みであること。しかし、二つ目のポツにありますように、大阪湾等については環境基準の達成率の改善は不十分であり、また貧酸素水塊の発生も見られること。したがって三つ目のポツになりますが、さらなる水環境の改善のために引き続き平成21年度を目標年度とした、第6次水質総量規制を実施する必要があるとの内容でございます。

この方向に沿いまして国では現在、総量削減基本方針の策定作業が進められるとともに、中央環境審議会において総量規制基準の設定方法の検討が行われているところでございます。現在、国が示しておりますスケジュールによりますと、環境大臣が定めることとされております総量削減基本方針の策定及び総量規制基準のCの値の範囲の告示を来年の夏ごろに行うことになっておりまして、総量規制基準は平成19年当初から適用する予定とのことでございます。

こうした国の方針を受けまして、大阪府といたしましては総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定の作業を進めるため、本日、諮問させていただいたところでございます。国のスケジュールにのっとりまして、まことに僭越ではございますが、平成18年の夏ごろにご答申をいただき、平成19年当初に第6次水質総量規制を実施したいと考えているところでございます。

なお、資料1 - 2の後ろに参考資料といたしまして、総量規制関係の法令を添付しておりますので、後ほどお目通しをいただければと思います。また、ただいまご説明をいたしました第6次水質総量規制のほかに、事前のご案内では揮発性有機化合物及び有害化学物質対策のあり方についてを審議事項としてお示しをしておりましたが、これは浮遊粒子状物質及び光化学オキシダ

ントの原因となります揮発性有機化合物の排出抑制を行うため、大気汚染防止法が改正をされまして、排出濃度規制と事業者の自主的な取り組みの組み合わせによる新たな対策が導入されましたことから、この動きを踏まえた大阪府としての今後の対策のあり方についてご審議をいただく予定にしていたところでございます。

また、有害化学物質対策につきましても府域で排出量の多い有害化学物質は、揮発性有機化合物に該当する物質が多いことから、揮発性有機化合物の対策とあわせてご審議をいただくことを予定しておるところでございます。しかしながら、揮発性有機化合物対策の柱の一つでございます事業者の自主的取り組みについて現段階では国におきまして、その具体的な促進方策などが示されていないことから、今回は審議事項から除かせていただいたところでございまして、引き続き国の検討の進捗状況を注視しながら、できるだけ早い時期に環境審議会でのご審議をお願いしたいと考えておるところでございますので、よろしくお願いをいたします。

以上で、説明を終わらせていただきます。専門的見地からよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

南会長 武村課長、どうもありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明に対しまして、ご質問とかご意見ございませんでしょうか。

小谷委員 一つは質問と、要望をさせていただきたいと思います。私は専門家ではありませんので、素人の意見として聞いていただきたいんですけども、今、ご説明をいただいた5次計画までの中で、海域CODの達成率が昭和54年の40%から16年も40%という報告でした。それで5年ごとに5次計画まで進めてきているのに、このCODについては、BODは達成率が上がっているんですけど、CODは達成されない理由について少しお話があったんですけど、大阪湾内における赤潮の発生や貧酸素水塊の発生のお話があったんですけど、それがどういう原因でこういう状態が起きているのか、またこの長きにわたって取り組んできているのに、達成率が上がらないのはどうしてかということについてお聞きしたいと思います。私たちは素人の考えで言いま

すと地球温暖化で海水の温度が上がってる問題とか、それから今、大阪湾のところは埋め立てなどをして島ができたりしてますので、そういう関係でも海流の流れが悪くなっているのではないとか、いろいろ考えてしまうんですけど、それが1点です。

それでCODについては達成率が上がっていないということで、当然6次計画についてはかなり厳しく達成率を上げる、そうした内容で取り組んでいただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

南会長 ありがとうございます。

ただいまの小谷委員のご質問あるいは要望というのは、一般論として非常にもったもなご質問でありご要望であると思っております。なぜCODが下がらないのか、これはまさに大阪湾の特性だというふうに思いますし、今ここで簡単にその原因を議論できる、そういう場でもないと思っておりますが、これについては、この本案件というのは非常に専門的な問題を含んでおります。したがって、この審議会自身で議論をするよりは、むしろ今のご質問あるいはご要望を踏まえた形で、専門部会でご議論いただくのが適切ではないかというふうに考えております。その点、小谷委員、お認めいただけますでしょうか。

小谷委員 よろしくお願ひしたいと思ひますし、また、そういったことが、きちとした調査をされていないようでしたら、調査も含めてお願ひしたいと思ひます。

南会長 ただいまの小谷委員からのご質問、ご指摘あるいはご要望、そういうものも当然、専門的な見地で深く議論していただく必要があるというふうに、私自身は考えております。こういう皆さんの、かなり広い場で専門的な事柄をディスカッションするよりはもっとより有効な専門家による専門部会でご議論をいただいて、その報告を我々は承って、いろんな規制、あるいは条例化、そういうものに進むべきではないかというふうに考えておひまして、もちろんその中で今のようなご意見も十分配慮していただくというようなことを考えておひまして、専門部会を設けるのが適当ではないかというふうに考えますが、その点に関してご同意いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声)

南会長 ありがとうございます。

それでは、この知事からの諮問に関しては、専門的な見地で専門部会を設けて、そして議論をしていただくという、そういう方向で進ませていただくことにいたしまして、事務局の方から部会の組織、あるいは運営といったようなことに対して、ちょっとご提案をお願いしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

武村環境保全課長 それでは引き続きまして私の方から水質規制部会の組織、運営などにつきまして提案をさせていただきたいと思います。

資料 1 - 3 の水質規制部会の運営要領の案をごらんいただきたいと思います。

まず第 1 の趣旨でございますが、この部会は水質汚濁防止法第 4 条の 3 の規定に基づく第 6 次総量削減計画及び同法の第 4 条の 5 の規定に基づく総量規制基準について、専門的な見地から調査検討を行うため、大阪府環境審議会条例第 6 条第 2 項の規定に基づいて設置するものでございます。

次に第 2 の組織についてでございますが、(1)に記載をいたしておりますとおり、同審議会条例第 2 条第 1 項第 1 号に規定する委員、つまり本審議会の学識経験者の委員の方でございますが、この 2 名の方と、同審議会条例第 3 条第 2 項に規定する専門委員、若干人につきまして審議会の会長でございます南会長の方からご指名いただく者で組織することといたしております。

また同審議会条例第 6 条第 4 項及び第 5 項で、部会に部会長を置き、審議会の会長が指名する委員がこれに当たること及び部会長は部会の会務を掌理することが定められておりますが、(2)では、部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理することと規定をいたしております。

次に第 3 の会議では、部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となることを規定いたしております。

第 4 の補則では、この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定めることと規定いたしております。

以上が部会の組織、運営に関する提案でございます。どうかよろしくお願

いたします。

南会長　ありがとうございました。

ただいま事務局からご提案いただきましたように、水質規制部会というものを設置することといたしまして、この専門部会で深く議論を進めていただければなと思っております。こういう方向で進むことでお認めいただけますでしょうか。

（「異議なし」の声）

南会長　ありがとうございます。

それでは、水質規制部会をお認めいただいたということにさせていただきます、この審議会、もちろん審議過程を府民に明らかにして、公正な運営を図るという見地から原則公開としておりますので、その趣旨にのっとり水質規制部会も原則公開で進めさせていただきたいというふうに思っております。

さらに、この部会に属する、先ほど説明の中にありましたように、委員及び部会長につきましては、審議会条例第6条第3項及び第4項によりまして、審議会の会長が指名するということになっておりますので、後ほど熟慮の上、私から指名させていただくということで、ご一任をお願いできますでしょうか。

（「異議なし」の声）

南会長　ありがとうございます。どうもありがとうございました。

それでは、本日のこの審議事項、知事からの諮問に対しては、専門部会を設けて進む、その人選に関しては会長一任でお願いすると、そういうことでよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

審議事項は以上でございます、以下、報告事項が非常にたくさんございます。本日はお手元にご案内のように、報告事項がかなりたくさんございますので、少しスピードアップしながら、皆さんご予定がおありと思いますので、できる限り予定の範囲内でご報告、その他の審議、順調に進むよう、よろしく願いしたいと思っております。

まず報告事項の第1番目、これは「温泉部会における決議事項報告について」ということで、この案件は、いわゆる環境審議会条例で部会に決議権限を付与しておりますので、そのあたりも含めて熊井部会長の方からご説明をお願いします。よろしく熊井先生お願いします。

熊井部会長　ご指名にあずかりまして報告いたします。今日は報告が多いようなので簡単にさせていただきます。

資料2に基づきまして報告をしたいと思います。前回のこの環境審議会以降、1回、今年の8月22日に部会を開催いたしまして、知事から諮問があった申請につきまして、温泉法の第28条に定める事項について審議を行いました。この結果を、先ほどご報告がございましたように、温泉部会の結論を知事あてに答申しまして、その結果、大阪府環境審議会温泉部会運営要領の第3条第6項の規定に基づきまして、ここに報告いたします。

別紙の方にございですが、かなりたくさん申請がありました。ここではちょっと特殊なものとして東大阪市の2件と、それから堺市の三原台におきましての2件、この2件について許可をすべきでない旨答申しました。これはその前、同じ申請が出ておりまして、許可できないということで却下したものがもう一度出てきております。と申しますのは、これは距離が近過ぎるために両方とも許可しなかったわけですが、片方がおりて片方だけが申請をしますと、そちらが許可されるということになりますので、これは両者とも譲らずにもう一回申請をしてきたというもので、結論は当然同じ結論になって、不許可ということになりました。

以上、簡単ですが報告いたします。

南会長　ありがとうございました。

ただいま熊井先生からご報告いただきましたように、この前のときに、既に問題点が指摘されておりました、その後も、また一方ではなくて、両方が相打ちの、ちょっと表現よくないですが、相打ちの形で出たので、これはそのまま不許可とせざるを得ないという結論でございます。よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声)

南会長 ありがとうございました。

それでは第2の報告「平成16年度における環境の状況並びに豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告」、これは環境総合計画の進捗管理の一環でございます、その進捗状況について本審議会の意見を聞いて、大阪府の見解とあわせて公表しようと、そういうことがございまして、本日は資料、お手元のものだけではなくて、パワーポイントを使って、ちょっと事務局の方から、あそこにスクリーンが出ております。ちょっとこちらの列の先生方、後列になりますが、パワーポイントを使って事務局から説明をしていただきます。よろしくお願いいたします。

司会（児林補佐） 一部の委員の皆さんには振り返ってごらんいただくこととなります、申しわけございません。よろしくお願いいたします。

資料の3 - 1にスクリーンの内容をそのままお配りいたしておりますので、ご参考にごらんください。よろしくお願いいたします。

前川地球環境課長 みどり・都市環境室地球環境課長の前川と申します。よろしくお願いいたします。

「平成16年度における環境の状況並びに豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策」についてご報告させていただきます。

本報告は、平成16年度における環境の状況と、豊かな環境の保全及び創造に関して本府が講じました施策を、平成14年3月に策定いたしました「大阪21世紀の環境総合計画」の施策体系に沿って取りまとめたもので、大阪府環境基本条例第10条により、本年も大阪府議会9月定例会に報告しております。

まず、環境の状況及び講じた施策をご説明させていただく前に、「大阪21世紀の環境総合計画」についてご説明いたします。本計画の長期的な目標は、環境審議会からいただいた「基本的な考え方」の答申を踏まえ、大阪府環境基本条例の基本理念である「人のこころがかよひあう豊かな環境の保全と創造」を目指し、21世紀の最初の四半世紀である2025年を目途に、良好で快適な環境が享受できる「豊かな環境都市・大阪」の構築を図ることとしております。

この長期的な目標を実現するため、循環、健康、共生・魅力、参加の四つの

基本方向を掲げております。

具体的には、循環は、持続的発展が可能な循環を基調とする元気な社会の実現。健康は、環境への負荷が少ない健康的で安心な暮らしの確保。共生・魅力は、豊かな自然との共生や文化が実感できる魅力ある地域の実現。参加は、すべての主体が積極的に参加し行動する社会の実現。これらの四つの基本方向は、すべての主体が参加することを基礎とし、循環、健康、共生・魅力で掲げるそれぞれの取り組みを相互に連携させることとしております。

この環境総合計画の進行管理につきましては、P D C Aサイクルによる進行管理・点検評価システムを導入しております。

まずPlan、立案段階は、環境基本条例に掲げた基本理念や環境総合計画における中長期的な目標などを施策等の方針とし、毎年度、豊かな環境の保全及び創造に関して講じようとする施策を取りまとめ、環境基本条例により府議会に報告するとともに公表しております。

次にDo、実施・運用段階では、環境基本条例の施策の基本方針及び環境総合計画の施策の展開方向を踏まえながら、さまざまな施策や事業を実施・運用しています。

Check、評価につきましては、毎年度、環境の状況と豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策を取りまとめ、府議会に報告するとともに公表しております。また、府自身が施策評価を行うとともに、環境審議会からご意見をお聞かせいただき、その内容を環境白書に掲載しております。

最後にAction、見直し段階。本審議会でもいただいたご意見などを踏まえ、必要に応じ施策の内容や選択について見直しを図っていくことにしております。

このP C D Aサイクルによる環境マネジメントシステムによりまして、進行管理、点検評価を行い、社会情勢が変化いたしましても柔軟かつ適切に対応するとともに、府民の皆様への情報公開に努めていきます。

それでは、平成16年度の大阪の環境の状況についてご報告いたします。

一つ目が大気質でございます。大阪府域における大気質の測定局といたしましては、一般環境大気測定局、略称を一般局と申しております、これが73局。道路沿道で自動車の排気ガスの影響を把握する自動車排出ガス測定局、

略称を自排局と申しております、これが39局ございます。これらの測定局で二酸化硫黄 SO_2 、一酸化炭素 CO 、二酸化炭素 NO_2 、浮遊粒子状物質 SPM などを常時測定しております。平成16年度におきましては、二酸化硫黄 SO_2 、一酸化炭素 CO が引き続き環境基準を達成しております。また、平成15年度に初めて環境基準を達成しました一般局での二酸化窒素 NO_2 と浮遊粒子状物質 SPM が2年連続の達成となりました。しかし、自排局における二酸化窒素及び光化学オキシダントにつきましては、環境基準未達成の状況です。ちなみに光化学スモッグの注意報発令回数は平成15年度が14回、昨年度が10回でございます。

続きまして、水質の状況でございます。昨年、水質測定計画部会のご審議を経まして水質測定計画を策定し、これに基づき表の上段にあります鉛、カドミウムなどの健康項目26項目、下段の BOD などの生活環境項目について、大阪府域の河川や大阪湾で測定しております。平成16年度の健康項目につきましては、河川144地点、海域22地点で測定いたしました。このうち鉛が1地点、ほう素が6地点、ふっ素が6地点で環境基準を超過しましたが、ほう素の6地点とふっ素4地点は海水の影響と考えられますので、環境基準はほぼ達成という状況でございます。河川の BOD につきましては、この10年を見ましても改善傾向にあり、平成16年度の環境基準の達成率は73.8%と15年度に比べましても向上しております。また海域、大阪湾でございますが、 COD は平成13年度からやや増加の傾向が見られたものの、平成16年度の環境基準の達成率は15年度同様40%でございました。

次に、化学物質の状況でございます。ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、毎年、大気、水質、土壌等におけるダイオキシン類の状況を把握することになっております。平成16年度においては、大気、地下水、土壌、海域水質、海域底質で環境基準を達成しておりますが、河川水質では74地点中9地点で、河川底質については74地点中2地点で環境基準を超過しております。超過している地点につきましては、原因究明のための調査や流域の事業所の指導、浚渫等底質浄化対策を実施しているところでございます。ダイオキシン類以外の有害大気汚染物質については、大気汚染防止法に基づき、現在19

物質についてモニタリングを実施しております。平成16年度においては環境基準が設定されている4物質のうち、ベンゼンで環境基準を超過している地点が見られます。

また、P R T R法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）に基づき、一定の要件に該当する事業者は、毎年、人の健康や生態系に有害なおそれのある354種類の化学物質について、前年度における排出量や廃棄物に含まれて移動した量などを把握することになっており、府内の事業所については、府を経由して国に届けることとなっています。平成15年度の大阪府域における化学物質の環境への排出量は2万7,378トンで、全国の排出量63万2,311トンの4.3%を占めています。府域の排出量2万7,378トンの内訳は、事業所からの排出が1万8,556トン、67.8%、事業所以外からの排出量が8,823トン、32.2%でございました。

次に、廃棄物の状況です。一般廃棄物の排出量は減少傾向にございます。平成15年度に府域から排出されました一般廃棄物は416万3,000トンであり、1人1日当たりの排出量は1,284グラムと減少傾向にあります。また、再生利用量は42万トン、最終処分量は75万トンとなっております。さらにリサイクル率は、全国的に低いものの9.5%と向上傾向にあります。産業廃棄物の不適正処理件数につきましては、早朝や深夜、休日などに不法投棄するなど悪質巧妙化し、件数も増加傾向にありましたが、平成16年度は減少しております。ただ、解決率はほぼ同等でございました。

続きまして、地球温暖化、ヒートアイランド現象という二つの温暖化についてご説明します。本年2月に京都議定書が発効し、2008年から2012年の5カ年の年平均温室効果ガス排出量を国全体で基準年度比6%削減することが義務づけられております。大阪府の温室効果ガス排出量の現状につきましては、平成14年度は5,612万トンで基準年度、二酸化炭素、メタン及び一酸化窒素は1990年度、代替フロン等は1995年度でございしますが、基準年度の5,773万トンに比べ2.8%減少しております。これは関連事業所におけるフロン対策強化によるところが大きく、温室効果ガスの9割以上を占める二酸化炭素につきましては、その排出量が5,397万トンと4.7%の増加となっております。特に、家

庭やオフィスビル、小売店等の民生部門での伸びが顕著となっております。

一方、ヒートアイランド現象の現状でございますが、大阪の過去100年の平均気温が2.1度上昇しており、全国の都市化の進んでいない地域の平均1.0度を大幅に上回っており、大まかにこの差の1.1度がヒートアイランド現象による影響と考えております。また真夏日、熱帯夜の日数もここ30年で著しく増加しており、真夏日で1.4倍、熱帯夜で1.9倍に増加しています。特に、平成16年度は真夏日が94日と過去最高を記録しております。

次に、平成16年度に講じた施策について、主なものをご報告いたします。まず、廃棄物の減量化、リサイクルの推進につきましてご説明いたします。

大阪エコエリア構想の推進につきましては、平成15年3月に策定いたしました大阪エコエリア構想に基づき、堺第7 - 3区廃棄物最終処分場の跡地を活用いたしまして、民間事業者を主体とするリサイクル施設の整備を推進するとともに、自然とふれあう場の創造（共生の森）に取り組みました。また本年7月には、本構想を推進するため堺第7 - 3区を含めた大阪エコタウンプランが環境省及び経済産業省からエコタウン事業としての承認を受けております。

次に、環境審議会の答申を受け、平成15年3月に制定いたしました府循環型社会形成推進条例の普及・啓発に努めるとともに、平成16年5月には条例に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための「循環型社会形成に関する基本方針」を策定いたしました。

また、リサイクル製品認定制度の創設・運営につきましては、府内における廃棄物のリサイクルをより一層促進するため、平成16年4月に同制度を創設し、9月に106製品、平成17年2月に70製品の合わせて176製品について認定いたしました。

このほか、再生資源業者を活用し、消費者の負担軽減を図る「家電リサイクル大阪方式」の推進に向け、消費者、小売店、市町村等の関係者に啓発活動を行いました。

廃棄物の適正処理といたしまして、環境審議会の答申を受け、平成16年3月に制定いたしました「府放置自動車の適正な処理に関する条例」の周知に努

めるとともに、16年7月の同条例施行後、20件の所有者調査のための施錠解除、延べ53件の所有者に対する撤去勧告、3件の撤去命令を実施するなど放置自動車の抑制に努めました。

続きまして、地球温暖化、ヒートアイランドの二つの温暖化に対する取り組みでございます。

まず、地球温暖化、ヒートアイランド対策の制度化検討ですが、地球温暖化、ヒートアイランド対策を促進し、大阪を快適で住みよい環境都市としていくため、平成16年5月、環境審議会に制度化について諮問させていただきました。審議会では検討部会を設置し、基本的な考え方等について検討を行っていただき、本年5月9日の前回の環境審議会でご答申をいただきました。その後、大阪府議会9月定例会に大阪府温暖化の防止等に関する条例案、並びに大阪府自然環境保全条例の一部改正案を提出し、ご承認いただいております。この件につきましては、またこの後の議案としてご報告させていただきます。

次にヒートアイランド対策といたしまして、2025年度までに熱帯夜を3割減らすことなどを目標とし、対策の基本方向、具体的な方策、その推進体制等を定めましたヒートアイランド対策推進計画を。また建築、まちづくりの分野におきましては、府が講ずべき措置をとりまとめた、建築、まちづくりにおけるヒートアイランド対策に関する指針をそれぞれ平成16年6月に策定しております。さらに具体的な対策として、民間事業者を対象にしたヒートアイランド対策モデル事業を4カ所で、学校の校庭を対象にした「校庭にみどりのじゅうたんを！」モデル事業では、大阪市立清江小学校など7カ所で整備に対する補助を行いました。また、環境に配慮したエネルギー利用に関しまして、燃料電池自動車を府の公用車に率先導入するとともに、御堂筋パレードで走行するなど、府民や事業者へのPRを行いました。

次に自動車公害の防止につきましては、平成15年7月に策定しましたNOx・PM総量削減計画に基づき、天然ガス自動車等の低公害車の普及促進、輸送効率の向上などによる自動車走行量の抑制、交通流の円滑化等の諸施策を関係機関等と連携して実施しました。このうちディーゼル車買替緊急融資

制度では、中小企業者の皆様が自動車NOx・PM法の規制に伴うディーゼルトラック、バス等の買い替えを円滑に行えるよう、購入車両を担保に、第三者保証人なしで利用できる融資制度を創設し、民間の金融機関、保証機関と共同で運用しました。また、品物の配送に低公害な車を使用するグリーン配送を民間に普及させるための大阪グリーン配送推進運動を、大阪自動車公害対策推進会議において平成16年4月から開始しております。なお平成17年3月末現在、運動に参加するグリーン配送推進事業者は72社となっています。低公害車等の普及促進では、公用車の率先導入、平成16年度実績は101台でございます。民間事業者への天然ガス自動車導入補助などを実施するとともに、京阪神六府県市指定排出ガス車「LEV-6（レブ・シックス）」の普及促進を行いました。このほか、自動車騒音対策として、関係諸機関の連携のもと、低騒音舗装の敷設、平成16年度実績は府域で約77キロメートルでございます。遮音壁の設置、同じく約2キロメートルなどを実施しました。

環境リスクの低減につきましては、環境の状況でご説明いたしましたように、PRT法に基づき、事業者から化学物質の排出量等の1,993件の届出を受け付け、国へ送付した後、とりまとめられたデータを活用し、府内の実態に即した集計を行い、ホームページなどで公表しております。また、事業者に対しましては、化学物質の排出抑制のため、処理施設の設置や適正管理の助言等を行いました。

アスベスト対策の推進といたしましては、庁内関係課で構成される大阪府アスベスト対策連絡会を設置、運営するとともに、建築物の維持管理や解体、処分などアスベストの飛散防止を図るための基本事項をまとめた大阪府アスベスト対策基本方針の改定のための検討を行いました。また、アスベスト製品製造工場への一斉立ち入り検査や、一般大気中のアスベスト濃度調査、2地点で実施しております。本日この後、大阪府のアスベスト対策についてご報告いたします。

自然との共生では、都市再生プロジェクト「大都市圏における都市環境インフラの再生」の取り組みの一つとして、堺第7-3区廃棄物最終処分場跡地において、森林、ビオトープなどの自然とのふれあう場である共生の森づく

りを府民やNPO等とともに推進しました。また、岸和田市において適正な手入れが行われなくなり、竹林化が進んでいる里山を再生するため、地元の人々やボランティアなどから組織する神於山保全活動推進協議会とともに、自然再生推進法に基づき里山再生に取り組みました。

次に魚庭（なにわ）の森づくり活動推進事業では、大阪湾を豊かな漁場としてはぐくむために、森、川、海を一体としてとらえ、府内河川上流域の森林などへの植樹、育林活動を通じて漁民の森づくりを行うことを支援しました。農空間保全、活用地域の指定につきましては、農空間の持つ資源循環や環境保全などの多面的な機能を保全、活用するため、農地や農道、用水路などの整備を行うとともに、大阪府農空間保全・活用指針に基づき、寝屋川市、枚方市及び豊能町において農空間保全・活用地域の指定を行いました。

次に環境配慮の仕組みづくりにつきましては、まず環境教育推進に基づき、大阪府における環境教育を推進するための方針として、平成17年3月に推進体制の整備や人材育成、人材活用など六つの柱による環境教育施策を盛り込んだ環境教育等推進方針を策定いたしました。また、木になる夢銀行推進事業では、子供たちが集めたドングリを預かり、育てた苗木を払い戻し、家庭や地域で植栽してもらうほか、地域の植樹活動等にも提供するなど、ドングリ拾いをきっかけとした環境学習の取り組みを推進しました。さらに環境情報プラザ管理運営事業では、府環境情報センター内に開設しました環境情報プラザを活用して、環境に関する幅広い情報を収集し、広く府民の皆様を提供するとともに、環境NPOとの協働による環境コーディネーター養成講座「なにわ環境塾」等を実施するなど、環境NPOを初め、府民や事業者等の自主的な環境学習や環境保全活動を支援しました。

最後に環境総合計画に掲げた目標とその達成状況につきましては、昨年度の資料とは少し体裁を変えております。お手元の資料冊子35ページから47ページが該当します。昨年 of 審議会でのご意見を踏まえまして、従来は各項目の進捗状況を前年度のみ表記としておりましたが、今回は平成14年度から16年度の3カ年の状況を記載しております。また、目標に対する達成状況といたしましては、平成22年度の目標である中期的な目標に対する達成状況につ

いて記載しております。ただし、短期的な目標、平成17年度のあるものにつきましては、その進捗状況を記載しております。達成状況につきましては、数値で示すことのできる項目は数値で、数値で示すことのできない項目につきましては、その状況から「達成」「おおむね達成」「未達成」などと表記しております。一部、16年度の状況でない項目、あるいは達成状況が示せていない箇所もありますが、これは統計のおくれ、あるいは毎年データを収集していない項目がございますので記載しておりません。ただ、わかり次第、順次つけ加えていきたいと考えております。

環境総合計画の進行管理は、審議会でご意見を聴取させていただき、それを踏まえ、施策の内容や選択について見直しを図っていくものでございますので、ご意見いただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、本日以外でもご意見がございましたら、12月9日までに事務局であります、みどり・都市環境室地球環境課政策グループまでお寄せくださいますよう、よろしくお願いいたします。

説明は以上のとおりでございます。ありがとうございました。

南会長 前川課長、どうもありがとうございました。

ただいまの事務局からの報告、本編がこちら、そして概要版、それに従って今、パワーポイントでご説明をいただきました。ただいまの事務局からの説明についてご意見とかご質問とかございませんでしょうか。

(「なし」の声)

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、今後も引き続いて環境の保全に努めると、そういうことは当然でございますので、今後もそれぞれ必要に応じて報告を続けていただくようにして下さい。

それでは報告の第3番目、温暖化の防止等に関する条例制定、さらに自然環境保全条例の一部改正という問題でございますが、この案件は昨年であったと思いますが、平成16年5月12日、第24回環境審議会で大阪府から諮問がございまして、そうして1年かけて本年5月9日の第28回環境審議会で答申したものでございます。これについて事務局の方からご報告をお願いいたしま

す。

前川地球環境課長 地球環境課長の前川でございます。引き続きご説明させていただきます。

お配りしております資料4 - 1の地球温暖化・ヒートアイランド対策についてをごらんください。京都議定書における我が国の温室効果ガス6%の削減約束を確実に達成するため、政府は本年4月に目標達成計画を策定しており、大阪府におきましても、この9月に2010年度において9%の削減目標を掲げた大阪府地球温暖化対策地域推進計画を改定したところでございます。この推進計画が実効ある対策とするため、またもう一つの温暖化であるヒートアイランド現象に対応するため、平成16年5月に環境審議会に対しまして、地球温暖化・ヒートアイランド対策の制度化について諮問させていただき、平成17年5月に事業活動等に伴う温室効果ガス排出量及び排熱の削減、建築物の環境配慮の促進、建築物の敷地等における緑化の促進の三つを柱とした制度のあり方が示され、法的な位置づけが明確な条例によるべきとの答申をいただきました。この答申を受けまして、事業活動のエネルギー対策及び建築物の環境配慮につきましては、大阪府温暖化の防止等に関する条例を制定、建築物の敷地等における緑化につきましては、大阪府自然環境保全条例を一部改正することとし、それぞれの内容について7月から8月にかけてパブリックコメントを行い、府民等からのご意見を聞いたもので、9月の定例府議会に提案いたしました。おかげをもちまして両条例とも全会一致で可決され、ともに10月28日付で公布したところでございます。では、条例の内容についてご説明いたします。

まず、一番左端の、まず大阪府温暖化の防止等に関する条例でございますが、名称としては大阪府が直面する地球温暖化とヒートアイランド現象という二つの温暖化に対応する制度ということで温暖化の防止等に関する条例といたしました。左端、事業活動のエネルギー対策につきましては、一定規模以上のエネルギーを使用する事業者を対象とします。具体的には対象の から でお示ししておりますとおり、一つ目は府域において原油換算で1年当たり1,500キロリットル以上のエネルギーを使用する事業所を持つ事業者としてお

ります。この事業者には省エネルギー法の対象となる事業所だけでなく、省エネ法の対象とならない小規模な営業所や支店も含めて対策を求めるものとします。二つ目は府域に使用の本拠を有する自動車を100台以上使用する事業者で、運輸事業者等が該当いたします。三つ目は24時間営業を常態とする事業者であり、かつ府域の事業所の合計エネルギー使用量が原油換算で1年当たり1,500キロリットル以上使用する事業者でございます。大手のコンビニエンスストア等が該当いたします。これらの枠組みにより約800事業者が条例の対象となるものと見込んでおります。手続でございますが、まず知事は温室効果ガスの排出抑制等が効果的に行われるよう、温暖化対策指針を定めて公表します。指針には、温室効果ガス排出量等の算定方法、抑制対策の内容等について記載することとします。事業者にはこの指針に基づき温暖化対策計画書を作成し、知事に届出をしていただくとともに、その後、温室効果ガスの抑制対策の実施状況等を毎年届出していただきます。知事は届けられた対策計画書等の概要を公表するとともに、届出の内容をもとに指導、助言を行うことができるとしております。また、実効性を確保するため、対策計画書、実績報告書の届出がないとき、または虚偽報告の届出があったときには、知事は勧告することができることとし、勧告に従わないときには、氏名の公表をすることができるとしております。以上のほか、顕彰制度としまして、排出削減等で特にすぐれた取り組みをした者に対して顕彰を行います。

次に中ほど、建築物の環境配慮でございますが、建築物は地球温暖化やヒートアイランド現象をはじめ、さまざまな環境分野に影響をもちております。このため、建築物の環境配慮について総合的な取り組みを実施できる新增改築の機会をとらえて、建築主による自主的、計画的な取り組みの促進を図るものでございます。手続でございますが、まず知事は建築主が建築物の環境配慮を適切に実施できるよう、建築物環境配慮指針を作成し公表します。指針にはエネルギー使用の抑制等、環境に配慮すべき事項や、評価方法について記載することとします。延べ床面積5,000㎡を超える新築、増築または改築される建築物については、その建築主に指針に基づく建築物の環境配慮の計画書の作成や、知事への届出をしていただきます。また、計画の変更時や工

事完了時にも届出をいただくことといたします。これにより年間約300件の届出を見込んでおります。知事は届出られた建築物環境計画書等の概要を公表するとともに、届出の内容をもとに指導、助言を行うことができるとしております。実効性の確保、顕彰等につきましては、事業活動のエネルギー対策と同様な措置を考えております。

次に右端、大阪府自然環境保全条例の一部改正でございますが、緑の持つ多面的な効用を生かし、ヒートアイランド現象を考え、都市の魅力アップ等といった広域的でかつ早急に解決すべき課題に対処するため、建築物の敷地等における緑化を促進する制度を設けるものでございます。1,000㎡以上の敷地において、建築物の新築、改築または増築される場合を対象として、緑化義務を課すことといたします。その際の緑化基準は、敷地面積の10%相当で、建ぺい率に連動した基準とし、具体的には敷地面積から建築面積を除いた面積の25%を緑化していただくこととしております。また屋上緑化については、利用可能な屋上面積の20%を緑化することとしております。手続につきましては、建築主から緑化計画書を知事に届出てもらい、緑化工事の実施後、緑化完了書を届出ってもらうこととしております。知事は緑化計画書、緑化完了書の内容をもとに指導、助言を行うことができるとしております。また、緑化計画書、緑化完了書の届出のないとき、虚偽報告の届出のとき、または緑化基準に適合しないときには勧告をすることができることとし、勧告に従わないときには氏名を公表することができるとしております。顕彰制度等にいたしまして、建築物や敷地の緑化に関し、特にすぐれた取り組みをした者に対して顕彰を行います。

最後に、施行期日でございますが、両条例とも平成18年4月1日としております。なお、地域推進計画と条例の概要につきましては、あわせて資料1を配付させていただいておりますので、また後ほどお目通しをいただきたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

南会長　　どうもありがとうございました。

この問題は本審議会においてこれまでさまざまな議論を重ねていただきまし

た。その結果として温暖化の防止等に関する条例、さらに自然環境保全条例の一部改正という形で実を結んでおります。ただいま概要の説明を事務局からいただきましたが、委員の先生方の方からご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声)

よろしゅうございますでしょうか。これまでの議論が、この条例の制定、あるいは一部改正に十分に盛り込まれているというふうに思われます。

それでは4番の循環型社会形成推進条例の一部改正という問題について、事務局の方から引き続きお願いします。

松本産業廃棄物指導課長 循環型社会形成推進条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。資料でございますけども、資料5-1に改正の概要、5-2に廃棄物処理法と、本条例の関係を示しております。そして資料5-3に新旧対照表がございます。資料5-2を中心にご説明申し上げます。

まず、改正理由でございますが、廃棄物処理法が5月18日に改正され、一部の規定を除き、10月1日から施行されたところでございますが、この改正の中で産業廃棄物管理票制度、いわゆるマニフェスト制度の強化が図られまして、その違反行為に係る勧告に従わない者につきまして、公表及び命令措置が新設されました。この法改正を受けまして、大阪府循環型社会形成推進条例中の公表に関する規定の一部について、所要の改正を行ったところでございます。

今回の改正点は三つございまして、まず、一つ目の改正点は、改正前の条例第54条第1項の削除でございます。改正前の条例第54条第1項は、マニフェスト制度に係る勧告に従わなかったときの氏名等の公表規定でございますが、今回の法改正により、同様の規定が法において新設されたことから条例における当該条項を削除したこと。

二つ目の改正点は、条例第54条第2項の規定に、廃棄物処理法第12条の6第3項に規定する命令をしたときを追加したことでございます。これは本条例の制定の際に、本審議会からいただきました答申の中で、法や当条例に基づく許可取消しや、事業停止命令などの行政処分は速やかに公表するものとす

るとの基本的な考え方が示され、その趣旨に沿って条例におきまして、これらの行政処分はすべて公表の対象とされているところでございますが、今回、法により新設されたマニフェスト制度に係る命令措置も同じく公表の対象として追加したことでございます。

三つ目の改正点は、公表する場合の意見の聴取手続に関する規定を整理したことでございます。氏名等の公表の制度は制裁的側面を有することから行政手続法第13条の趣旨に基づきまして、意見聴取という事前手続を設けているところでございますが、先ほどの一つ目の改正点に関連いたしまして、意見聴取の手続規定を整理し、条例第54条に基づく公表の際の意見聴取を同条第3項に、また、法に基づく公表については条を分けて、第55条に規定することとしたものでございます。

このように今回の循環条例の改正は法規定との重複を避けるための削除や、条例制定時に示されました本審議会答申の考え方に沿った規定の整備が主体であること。また、この条例改正案につきましては、本年7月15日から1カ月間にわたりまして実施いたしましたパブリックコメントにおきましても府民からの意見等はなかったことから、本審議会の諮問事項とはせず、先の9月議会に上程したものでございます。改正案は原案どおり可決成立し、本年10月28日公布、即日施行しております。このこともあわせてご報告をさせていただきます。

以上でございます。

南会長　　どうもありがとうございました。

循環型社会形成推進条例一部改正、お手元の5 - 1、5 - 2、あるいは5 - 3の資料に基づいてご説明いただきましたが、ご質問、ご意見、委員の方からございませんでしょうか。

(「なし」の声)

特にないようでございますので、次の報告、第5番目のアスベストの問題に移らせていただきます。事務局からまず説明をお願いします。

木許事業所指導課長　　環境管理室事業所指導課長の木許でございます。よろしくをお願いします。

それでは、大阪府におけるアスベスト対策につきまして、資料6 - 1と6 - 2に沿いまして、ご説明申し上げます。

まず資料6 - 1でございます。既にご案内のとおりアスベストにつきましては、資料左上のアスベストの概要にお示ししておりますように、熱や酸に強く、安価な素材として非常にすぐれた性質を有しておりましたことから、高度成長期からバブル期にかけて大量に輸入され、その量、これまでに合計約1,000万トンとなっております。また、その用途も非常に多岐にわたりまして、特に近年は大半が建築材料に使用されている状況でございました。しかしながら、空気中に飛散したアスベストを吸引しますと、肺がん、中皮腫、じん肺などの健康被害をもたらすことが認められてきたということもあり、特に中皮腫はアスベストによるものが約8割と言われております。これらの症状はいずれも15年から50年と、長い潜伏期間を持つと言われております。

このようなアスベストの健康被害が認められて以降、中段の左のアスベストに係る主な規制の推移の欄に記載しておりますように、国におきましてもアスベスト対策が進められてきたところでございます。厚生労働省では、労働者の健康保護を図る観点から、特定化学物質等障害予防規則や、石綿障害予防規則による規制を行い、また環境省ではアスベスト製品製造工場や、建築物解体作業の規制といった環境中へのアスベスト飛散防止対策に取り組んできたところでございます。

このような動きを受け、本府におきましても、資料下段左に記載しておりますように、学校等におけるアスベストの使用が大きな社会問題となった昭和62年には庁内の関係課室で横断的な取り組みを行うため、大阪府アスベスト対策検討委員会を設置し、以後、大阪府アスベスト対策基本方針による民間企業への指導、検査などに取り組むほか、国の法改正を受けまして、本年2月にはアスベスト関係諸法の円滑な執行を図るため、大阪府アスベスト対策連絡会を設置したところでございました。しかしながら、本年6月末にはアスベスト製品製造工場の従業員の健康被害が相次いで公表されるとともに、労働者として直接アスベストに暴露した方だけではなく、労働者の家族、工場周辺の住民らへの間接的なアスベスト被害が拡大していることがわかり、

全国的な社会問題に発展してございます。

国におきましては、資料上段右の欄にお示ししておりますように、関係閣僚による会合を開催し、アスベスト問題について広範な対策が検討されているところでございます。特に労災の対象とならない被害者や、労災補償を受けずに死亡された労働者を救済する目的、アスベストによる健康被害を受けられた方に対する医療費の支給や遺族への一時金、葬祭料の給付について、アスベスト関連の事業者からの拠出や、公費を財源とする基金により賄うことを基本的枠組とする新法を、次期通常国会で審議するというようなこととしております。

本年6月以降、現在までの大阪府の取り組み状況につきましては、資料右下にお示ししております。7月14日に、全庁的なアスベスト対策を推進するとの趣旨のもとに、大阪府アスベスト対策推進本部を設置し、総合的、集中的に取り組んでいるところでございます。順にご説明いたしますが、建築物の解体に伴うアスベスト飛散防止対策といたしましては、大気汚染防止法による規制をさらに強化するため、生活環境の保全等に関する条例を去る9月議会で改正したところでございます。改正内容につきましては、この後引き続きご説明申し上げます。

建築物の解体に関連いたしまして、少し飛んで一番右下をごらんいただきたいと存じますが、大阪府中小企業公害防止資金特別融資の対象拡大と申しまして、建築物解体時のアスベスト飛散防止対策を適正に実施していくため、中小企業向けの公害防止資金融資を活用していただけるよう、現在検討を進めているところでございます。

次に、府民総合相談窓口の設置、府民への情報提供につきましては、7月19日に府民のアスベストに対する不安や疑問に対応するための相談窓口として、アスベストホットラインを開設したところでございます。これまでの相談件数は3,000件を超えております。またホットラインに寄せられました質問等を踏まえまして、Q & Aを中心とした府民向けのパンフレットを作成いたしまして、10月当初から6万部を配布いたしております。

また市町村と連携した緊急肺がん検診の実施としましては、検診車はと号を

市町村の保健センター等に派遣しまして、無料で問診や胸部エックス線撮影などを受けていただけるよう、10月20日から順次実施しておるところでございます。

続きまして、府有施設のアスベスト使用状況の調査と対策の検討では、庁舎、学校などの府有施設のアスベスト使用状況の調査結果を取りまとめまして、10月3日に公表したところでございますが、全2,226施設のうちアスベスト含有の可能性のある吹付材のあるものは442施設、うち23施設におきましては吹付材の状態から見て、応急措置が必要と判断し、対策を実施しようとしております。

さらに大気中のアスベスト濃度の実態調査といたしまして、府域におけます環境大気中のアスベスト濃度の実態を把握し、府民の生活環境への不安を解消していくため幹線道路沿線や住宅地、商業地域など土地の利用状況に応じまして、府内32の調査地点を選定しまして、10月6日から調査に着手したところでございます。現在、順次調査を進めているところであり、詳細な結果につきましては年内をめどに取りまとめ、公表してまいる予定としております。今後とも、これらの取り組みを進めまして、アスベストに対する府民の不安解消や、アスベスト飛散防止の徹底を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、資料6-2でございます。大阪府生活環境の保全等に関する条例の改正につきまして、ご説明申し上げます。本条例改正につきましては、府民の健康を守るとともに、不安解消に資するため、建築物等の解体等におけるアスベスト飛散防止対策を強化することを目的とし、9月議会に改正案を提出、可決され、去る10月28日に公布したものでございます。来年1月1日の施行に向けまして、現在運用上の細部を規定する施行規則の整備などを行っているところでございます。

建築物等の解体等におけるアスベスト飛散防止対策につきましては、大気汚染防止法に規定されているところですが、法の対象は、比較的大規模な吹付石綿のある建築物に限定されておりますので、条例によりまして、法の規定を横断して規制を強化するものでございます。この資料では左側に大気汚染

防止法による現在の規制内容、その右側に改正条例の内容を示しております。

まず、一番上の事前調査についてでございますが、建築物の解体の工事を行う前にアスベストの使用の有無を確認することが極めて重要ですが、大気汚染防止法にはこの規定はございません。そこで改正条例では石綿を含有する建材の使用の有無等の事前調査を行い、その結果の表示を義務づけることといたしました。これはすべての解体工事が対象になります。事前調査の方法につきましては、まず設計図書、その他の資料の調査や、現場の目視調査を実施。なお、アスベストの使用の状況を明らかにできないときには、建材の一部を試料として採取、分析することを規則で定めていくこととしております。あわせて、事前調査の結果につきましては、施工者の氏名、工事期間等と同様に表示を義務づけることとしております。

上から二つ目は作業実施の届出でございます。現行の大気汚染防止法では、耐火、準耐火建築物であり、延べ面積が500㎡以上で、かつ、吹付石綿の使用面積が50㎡以上のものにつきまして、解体等を行う際に届出が必要となっております。改正条例では耐火や準耐火の建築物以外の建築物や、工作物等へも適用するほか、吹付石綿や保温材、耐火被覆材、断熱材といった飛散性の高いものは、規模要件を設けずにすべてを対象といたします。また飛散性の低い石綿含有成形板につきましては一定規模の場合に届出を義務づけることとしておりまして、その規模要件としては使用面積が1,000㎡以上のものを規則で定めることを考えております。

それから上から三つ目は作業基準でございます。大気汚染防止法では、石綿の飛散防止措置として、作業場の隔離などを定めておりますが、改正条例では作業基準を強化することとし、周辺住民の不安を解消するために表示板を設置することや、石綿含有成形板についての基準を規定することとしております。なお石綿含有成形板のみが使用されている場合には、小規模木造住宅については適用除外にすることとしております。

上から四つ目は石綿濃度の測定でございます。現行の大気汚染防止法では解体等の作業時の石綿濃度の測定の規定はございません。改正条例では環境中への石綿の飛散状況を監視するため、作業開始前、作業中、完了後の敷地境

界の石綿濃度の測定を義務づけるとともに、測定結果を評価する基準として、アスベスト製品製造工場に適応される敷地境界基準と同等の空気1リットル中のアスベスト繊維数が10本以下という敷地境界基準を設定する予定でございます。ただし、飛散性の低い石綿含有成形板のみの場合や、飛散性のものであっても規模が小さいものは濃度測定義務を免除することといたします。

資料の一番下は改正条例で定めた罰則等でございます。条例の実効性を確保するため、基準に適合しない作業につきましては、届出された計画の変更や基準に適合するような作業方法への改善や、作業の一時停止を知事が命令できることとしておりまして、基準違反があった場合については、その旨を公表できることとしております。この知事の命令に違反した場合や、届出対象である作業を無届けで行った場合には罰則を適用できることとしております。

最後に今後のスケジュール等についてですが、10月末に公布した後、現在、規則改正の進捗を進めているところでございます。12月議会では大気汚染防止法の政令8市へ、知事の権限を移譲する条例改正を行いまして、条例と大気汚染防止法との一体的な運用を図る体制を整えた上で、来年の1月1日には改正条例を施行させたいと考えているところでございます。

以上でございます。

南会長　　ありがとうございました。

ただいまアスベストの問題について事務局から説明をいただきました。ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

内山委員　　一つは確認と一つはお願いなんです、一つは事前調査、すべての解体工事が対象としてございますけれども、それは改修工事もこれにすべて入るのでしょうか。それともこの事前調査は解体工事のみなのか、そこを確認させていただきたいと思えます。

それからもう一つはお願いなんですけれども、石綿濃度の測定、今まで規定がなかったので、義務づけていただくのは非常にありがたいことだと思います。ただし、この石綿10本/リットルというのは、あくまでも敷地境界部分でございますので、これは目安としていただいて、ぜひ上の作業基準を守っていただくというようなことを運用の面でぜひお願いしたいというふうに思い

ます。

南会長 ありがとうございます。

ただいまの、後者はこれは希望という、内山委員の希望ということですが、当然の、できるだけその方向でお願いしたい。

一つ目の方はちょっとご質問が入っておりましたので、事務局いかがでしょうか。

木許事業所指導課長 解体工事だけでなく、改修につきましても対象といたします。

南会長 解体だけではなく、改修も含むと、そういう報告でございました。ありがとうございます。

そのほかのご質問、ご意見ございませんでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

(「なし」の声)

これもアスベストの問題、緊急の状況がございますので、ぜひこの線でいろいろと対策をとっていただきたいというふうに思います。

それでは最後、6番目でございますが、大阪湾圏域広域処理場整備基本計画の変更についてということで、ご説明を事務局からお願いします。

田中資源循環課長 資源循環課長の田中でございます。私の方から大阪湾圏域広域処理場整備基本計画の変更につきまして、ご報告をいたします。

まず資料7-1をごらんいただきたいと思います。大阪湾圏域広域処理場整備事業につきましては、広域臨海環境整備センター法の定めるところによりまして、近畿の自治体が連携をして大阪湾の埋め立てにより、近畿圏から発生いたします廃棄物の最終処分を行い、埋め立てた土地を活用して港湾機能の整備を図るということを目的とするものでございまして、通称フェニックス計画と呼ばれているものでございます。この事業は、国土交通、環境両大臣の認可を受けました大阪湾圏域広域処理場整備基本計画に基づき、財団法人大阪湾広域臨海環境整備センターにより運営がされているものでございます。

フェニックス計画の目的は、今ご説明のとおりでございますが、次にフェニ

ックス計画につきましては、昭和56年に広域臨海環境整備センター法が施行されまして、昭和60年に最初の基本計画について所管大臣の認可を受けたところでございます。平成2年1月には尼崎処分場におきまして、さらに平成4年1月には泉大津処分場におきまして、廃棄物の受入を開始したところでございます。以降、神戸沖、大阪沖の各処分場の位置づけ時など、平成9年、12年、13年の3回にわたり基本計画の変更を行ってまいりました。

次に(3)埋め立ての進捗状況でございます。現在は泉大津沖、尼崎沖、神戸沖、大阪沖の四つの廃棄物最終処分場が計画に位置づけられているところでございます。埋め立ての進捗状況は左側下段の表のとおりでございます。泉大津、尼崎、神戸の3処分場が稼働中であり、大阪沖が現在、護岸造成工事中でございます。市町村の清掃工場からの焼却灰や燃え殻、ばいじん等の管理型産業廃棄物を埋め立てる管理型区画につきましては、現在神戸沖のみ供用しているところでございます。各処分場の位置と受入対象区域は右の図のとおりでございます。

基本計画の変更の理由でございます。これにつきましては、今回の基本計画を変更いたしますのは、廃棄物の受入対象区域の追加、それから、廃棄物量等の変更に伴います埋立期間の延伸、さらに港湾計画改定に伴います土地利用形態の変更、この三つの理由によるものでございます。

それでは平成13年度に策定をされました現在の基本計画から、具体的にどのような変更があるかをご説明いたします。資料の裏側をごらんいただきたいと思います。まず、受入対象区域でございますが、これは現在の154市町村に滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県の44市町村を追加いたしまして、198市町村といたします。これは表側の右側に図を載せておりましたが、この地図で薄いハッチングにしている部分でございますが、この部分が追加区域でございます。なお大阪府はこれまでも全市町村が受入対象区域であり、今回の変更はございません。

次に廃棄物の量につきましては大阪府を含む各府県は、平成14年度、15年度に廃棄物処理法第5条の3に基づきまして、廃棄物の減量と適正処理についての計画を策定したものでございます。その目標は平成22年度の最終処分量

を平成9年度のおおむね半分という国の基本方針に示されました目標と整合をとったものとしているところでございます。なお、これに対応いたしまして、フェニックス計画におきましても種類別の搬入予測量の見直しを行ったところでございます。府域の泉大津沖処分場では一般廃棄物が20万 m^3 、産業廃棄物、災害廃棄物が220万 m^3 それぞれ減少し、浚渫土砂は240万 m^3 増加しております。大阪沖処分場では産業廃棄物、災害廃棄物が280万 m^3 減少いたしまして、一般廃棄物が280万 m^3 増加いたしております。

次に、搬入廃棄物量の見直しに伴いまして、廃棄物の受入埋め立ての期間が、これまでの平成22年度までというところから、平成33年度までに延伸をされております。これによりまして建設工事の期間、廃棄物の搬入、埋立期間が変更されております。また地域の泉大津沖処分場では管理型区画、安定型区画とも平成30年度まで、それから大阪沖処分場におきましては平成33年度まで廃棄物が搬入される計画となります。

次に、大阪府を初め各港湾管理者において港湾計画が改定をされ、処分場の埋め立て終了後の土地利用計画が変更されますため、これを反映いたしました変更が行われたところでございます。府域の泉大津沖処分場では港湾ゾーンが40ヘクタール増加し、その分、都市ゾーン、環境ゾーンが減少いたしております。大阪沖処分場では変更はございません。

以上のような変更を行いました変更後の計画案本編を資料7-2として配付いたしておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

最後にスケジュールでございますが、今月の11月でございますが、この10日から30日まで、この基本計画案の公表、縦覧及び意見聴取が実施をされておりました、本府では府政情報センターで縦覧されているところでございます。また11月10日付で大阪湾フェニックスセンターから2府4県、及び4港湾管理者に文書による協議がなされているところでございます。これらの手続の後、来月12月中に大阪湾フェニックスセンターにおきまして、理事会議決を経まして、基本計画書が策定されることとなっております。さらに来年1月に国土交通大臣、環境大臣への認可申請がなされ、年度内の認可を目指して現在、手続を進めているところでございます。このご報告につきましては以

上でございます。

南会長 田中課長、どうもありがとうございました。

ただいまの事務局の説明に対してご質問、ご意見ございませんでしょうか。

小谷委員 ごみが減量化されているということで、例えば吹田市などはごみの最終処分の量を、最終的に15%にするなどといった取り組みを行っているところです。それでこのたびの計画変更の具体的な内容、廃棄物の種類、量などのところを見ますと、産業廃棄物の方は今後減らされていく内容になっているんですけど、一般廃棄物の方をもっとリサイクルとか減量化で減らしていくことができるのではないかと思います。

それで今、埋立処分場なども神戸沖なども途中でありますし、大阪沖の埋立処分場について、先ほど海域CODの現状もありまして、そうした調査も含めて環境面と、またごみの、一般廃棄物のごみの減量化ということをよく検討していただいて、大阪沖埋立処分場について、この計画どおりではなくて、中止、縮小も含めて検討していただきたいというふうに思います。

大阪府の投資的経費も年々減ってきておりまして、2000年に比べて2005年は約7割を切っておりますし、土砂の最初の予測などについても最初の予測に比べればかなり減量されているような状況でありますので、大阪沖の埋立処分場については見直し検討していただきたいと強く要望します。

南会長 ただいまの小谷委員のご指摘の部分というのは、この環境問題での取り組みにおける非常に難しい、今までも、局面は違いますが何度か起こっている問題で、結局我々生活者そのものに非常にかかわっているところがありまして、今のご指摘も、産業廃棄物の方は、これは工場その他、出るところがかなり限られていて、そちらに対する規制は進行すると。

ところが先ほどCODのときもそうですが、一般生活者がそのことを十分に認識して実行していかないと、結局は炭酸ガスの問題であっても、地球の温暖化の問題であっても、今のこういう廃棄物、一般廃棄物の問題であっても、結局我々一人一人の責任にかかっているところが、圧倒的なソース、原因のもとであるというふうに私自身は認識しておりまして、そのあたりでなかなかこういう規制をしていくことで、果たして実行していけるのかどう

かという疑問が常につきまとっているというふうに言うと、ちょっとこの審議会の趣旨から外れるという、言い過ぎであるのかもしれませんが、そういうおそれを私自身は常に感じているところであります。

それで今の小谷委員のご指摘に対して、事務局、田中課長、何かお答えなり考えを述べていただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

高橋委員 済みません、事務局の方の前に、今の大阪湾の問題といったときに、7ページの、ちょっと戻るんですけども。

南会長 7ページ。

高橋委員 報告事項の2番目、講じた施策に関する報告の関連資料の7ページに二酸化炭素の排出量の推移が載っているんですけど、私も全部勉強したわけじゃないので、見たときに、2002年度までに年々二酸化炭素の排出がとも増加している。それはやはり今、会長が言われたように、産業部門が減ってきているのに、私ども家庭が排出する二酸化炭素が、これだけ大きくなっているというところで、すごい私ども生活者の責任を感じているわけです。

それでやはりどういうふうなことでこうなっていくかという理由と、それを出してはいけないという啓発の部門とか、教育の部門がやはり大阪府の行政としては重要ではないかと思えます。一人ずつは割に努力してやっているつもりですけど、環境にやさしい暮らしというものがどういうふうに具体的にやったらいいかというものは、一人ずつの考え方が違ってきますし、ライフスタイルも違っている。そこでやはり先ほどの廃棄物の問題も同じですけど、個人、NPO、大阪府や各市町村が連携して、二酸化炭素の排出を抑制していくことを目指していかないといけない。府民は二酸化炭素を減らさなくてはと皆思っているんですけど、具体的にどう取り組んだらいいのかがわかりにくい。そういう啓発にもう少し力を入れてやってもらいたいと思っております。

南会長 同じような視点からのご意見、あるいは我々生活者そのものとして環境とどうかかわっていくかと、そういう視点だと理解いたします。

事務局として意見は。

田中資源循環課長 今のご意見をいただきまして、先ほども、この説明の中で

ご報告がされておりますが、府域におきましては現在、一人1日当たりのごみの排出量が府全域で1,284グラムというような状況でございます。実はこの内訳で見ますと生活系のごみが683グラム、事業系のごみが601グラム。これを全国平均と比べてまいりますと生活系ごみが全国平均が743グラム。実は大阪は、生活系ごみは全国平均よりも排出量が少ない。ただ逆に申しますと事業系のごみが多いということが一つの課題になります。

またそれ以外にも、やはり生活系のごみも含めまして、今後、課題としましては、先ほどのご報告にもありましたように、排出量は順調に減ってきておりますが、やはりリサイクル率を高めていくということが今、大きな課題と思っております。これにつきましても当然のことながら分別収集を促進していくということを、市町村にお願いをしておりますが、それを強化していく必要があります。

現在、国の方では容器包装リサイクル法の見直し議論がなされております。恐らく年内に審議会がまとまりまして、来年、法改正ということになると思いますが、その中で分別収集がかなり促進されるよう、レジ袋等の有料化を含めて幾つかの施策が打ち出されるだろうと思っております。

小谷委員のご指摘のように、これまでのごみの排出量、かなり自治体が努力して減らしてまいっておりますので、段階的にこの期間が延長されています。

しかし、当然のことながら、これはフェニックスセンターの問題と申しますより、我々近畿の自治体がそういう排出量を減らしていくという取り組みをさらに進めることによって、いわゆるそのごみの埋め立てについて、さらにごみの量が減っていくという状況をつくり出していくということが我々も必要だというふうに感じております。

南会長 ありがとうございました。

前川地球環境課長 地球環境課長でございます。

先ほどCO₂対策についてのご意見がございましたので、ちょっと補足で説明させていただきます。

先ほどの資料4-1の次にこの地域推進計画という、このブルーの概要版をつけております。ちょっとこちらの方をご参照いただきたいと思います。

まず2ページの方をごらんください。

我々の考え方といたしましては、目標年次に対して725万トンの削減ということで先ほどご説明しましたが、現在の状況はその下にありますように、4割を占めております産業部門におきましてはCO₂は減る傾向にはございますが、むしろ一方運輸部門と民生の業務、これは例えばオフィスビルとか、あと家庭においては伸びが大きいということで、こういった分に対する対策が必要ということで、次に横の3ページ4ページをごらんいただきたいと思います。対策の推進として六つの重点対策を掲げ、対策を進めることとしております。

その対策の効果でございますが、4ページの右下にあります。先ほどご説明いたしましたエネルギー多量消費事業者における対策の促進ということで725万トンの約4分の1を見込んでおります。ただやはりそれ以外の部分につきましては、一部条例によるものもありますが、例えば自動車からの排出抑制であるとか、あるいはご指摘のように家庭やあるいは企業のうち、特に中小企業さんでございますね、そういったところに対する省エネ行動というのがやはり必要となっております。

そういう意味で重点対策、3ページの中ほどにあります重点対策3といたしましては、我々法に基づきます地球温暖化防止活動推進センターでありますとか、あるいは市町村、NPOなどさまざまな主体の皆さんとの協働のもとで、例えば家庭における省エネルギー行動の促進ということで環境家計簿の活用。あるいは省エネルギー型製品の普及、あと環境マネジメントシステムということでISO14001、あるいはもう少し簡易な形の環境マネジメントシステム。それとあと環境教育の推進でございます。こういった形で進めていくということで、ご指摘のようにやはりCO₂対策というのは企業による対策に加えて、それぞれの家庭における対策、これらについて、最後のところで、5ページの方に進行管理と書いてありますが、我々大阪府が国や市町村、あるいはNPO、あるいは事業所の皆さん方とスクラムを組んで対策を進めるということで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

南会長 ありがとうございます。

ただいまご指摘いただいているような問題というのは、これも繰り返しになって恐縮ですが、結局、産業界とか企業とか、あるいは生活者という、そういうきっちりした区別というのはほとんど意味がなくて、生活するために産業界が製品をつくっている。我々便利に生活するという要求をまた産業界が満たしている。お互いに回っているような状況があって、21世紀の環境をどのように保全し、どのように改善していくかというのは、本当に我々一人一人に課せられた責任でもあるというふうに思っております。

貴重なご意見をいただいたと。これを今後、もちろん行政としてはそれらの意見をできるだけみ取って施策に活かすと。あるいは各個人は、一人一人が少しずつでも努力をする。そういうことで我々お互いに住んでいるこの地球環境をよくしていくということが求められているのではないかというふうに思います。

そのほかにご意見。

山口委員　この案件で、私自身が環境府民ということで、大阪環境府民会議、（OPEN）が昨年いろんな環境団体とネットワークを組んでやった中で、大阪府とNPOとの協働ということのNPO側の方からの意見なんですけれども、この1年間の中で大阪府からの委託事業がそれぞれの環境市民団体、それぞれの結集しておりますNPOに対して非常に多くなっております。ただ、委託事業を受ける中で非常に困難な状況があるんですけれども、それぞれのNPOにつきましても、ほとんどのところがボランティア活動の中で時間がない金がないという中で大きな事業があります。非常に壁にぶち当たっておりますのは、それぞれの府下市町村におきましても、それぞれの独自性がありますので、例えば情報開示の部分が大きな壁になっております。例えば先ほどの事業所系ごみの部分の中で、事業所系ごみの中の公共部門、例えば学校を一つの例に取りますと、学校におきます副教材だとか、そういった学校が使う教材本の部分で、これは一般廃棄物になって、事業所系廃棄物になっている部分ですが、これを私どもの企業体からの一つの提案があるんですけれども、非常に多く焼却に捨てられているということ。これはやっぱり循環型にしていく仕組みにつきましても、やっぱり行政側の協力がなければど

うしてもだめなんですね。民間企業は一つの一企業ですので、一企業が行政に働きかけることはなかなかできない。そういったところで私たちがやっておりますOPENや他のNPOとの協働を企業から求められているのが今の現実のところですよ。

ですから情報公開の部分と、大阪府下にあります、大阪の市町村との協働がこれから必要ですので、こういった、具体的に実行していくためのテーブルをつくっていくのかということと、それからこういったNPOの結集体への権限ですね。事業についてはやっているんですけど、やっぱり権限がないものですから、なかなか情報開示を求めることもできませんので、そういった基本的な仕組みづくりをどうしたらいいのかということをもたせひ府との協議を、できたらやっていただければと思っております。

南会長 ありがとうございます。

ただいまの山口委員のご指摘の点は、一般廃棄物にしている物も工夫次第で循環に回す、リサイクルの徹底、あるいはそういう点ではやはり行政の支援が必須であるという、そういうご意見と承りました。これについては事務局の方もやはり確かにそういう面は、各種のNPOとの協働作業をしながらも市町村との連携その他で少しでも廃棄物の減少、循環型への移行、そういうことの推進に対して行政の役割が大きいと、そういうご理解であります、これについては特に山口委員は事務局の説明を求められますか。ご意見の披露ということでよろしゅうございますか。事務局の方は、行政は十分に今のようなご意見を受けとめていただければと思います。

そろそろよろしゅうございますでしょうか。

今日のこの審議会については、事前の打ち合わせのときに非常に盛りだくさんな課題があるので、事務局の説明をできるだけ圧縮してくださいと議事進行をお願いしております、おかげで予定の時間内にうまく収まったようでもあります、議事そのものは以上で終わらせていただきます。

どうも皆さんご協力をありがとうございました。

事務局の方、お願いします。

司会（児林補佐） 会長ありがとうございました。

議事次第に書いてあります「4、その他」については特に予定しておりません。

事務的な連絡といたしまして、次回の審議会の予定でございますが、来年3月27日、月曜日、午後2時開会予定で調整いたしております。決まりますと、また後日ご連絡をいたしますので、よろしく願いいたします。また先ほどスクリーンで説明いたしました報告事項2、二つ目の案内及び資料、冊子についてでございますが、重ねて12月9日までにご意見ございましたら、事務局までお寄せいただきますようよろしく願いいたします。

以上であります。

これで本日の審議会を終了させていただきます。長時間どうもありがとうございました。

南会長 どうもありがとうございました。

今回は3月27日ということで、よろしく願いいたします。どうも失礼します。